

Title	ミラノ勅令前後
Sub Title	Constantine as the Christian emperor
Author	近山, 金次(Chikayama, Kinji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.402- 439
JaLC DOI	
Abstract	Eusebius's writings and speeches about the Emperor Constantine which strike us as so fulsome, are idealized portraits not only of Constantine personally, but of the Christian Emperor as such. It is hardly conceivable that the image of monarchy in heaven had been realized on earth in the Emperor Constantine. The meaning of the Edict of Milan and the conversion of the Emperor has been the subject of much controversy ever since Jacob Burckhardt. The suggestion seems to be implied that a choice was expected between personal faith and kingship on Hellenistic lines, between religious tolerance and coercive secular authority, considering that Roman religion had largely been an affair of the State. So far as the conversion of the Emperor was sincere, it was bound to lead to enormous changes in all matters of the common weal.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0406">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0406</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ミラノ勅令前後

近 山 金 次

凡そローマ帝國が第四世紀に經驗した文化、宗教の危機は世界史上、最も重要な意味をもつ現象の一つであろう。それはキリスト教と異教の激しい葛藤をめぐつて展開されたもので、この一世紀に亘る長い葛藤こそは古代末のローマ帝國に本質的な變化を與えた。その變化は第四世紀の初頭に之まで無視され迫害されていたキリスト教が突如、完全な自由を與えられ、忽ち政府の厚遇を受け、極めて廣汎な特權を賦與されることになつたことから始まる。

その宗教政策の轉換は周知の如くコンスタンチヌス、リキニウス兩帝が三一三年ミラノ勅令によつてローマ帝國領内に於けるキリスト教を公認してからのことで、爾後、公に古代ローマ帝國の變貌が發足するものと見られている。蓋しその民族乃至國家にして歴史が未だ淺く、制度文物の基礎なほ定まらず、且つその宗教も原始的内容を逸脱せざる場合であるとすれば、其處に斬新な宗教の公布を認めたとしても敢て問題とするに足るべきものは無かつたかもしれない。然るに事情は全くその逆であつた。事實そこに文化、宗教上の危機を生み出した所以のものはローマ帝國が新宗教と根本的に相容れぬ長い歴史的傳統をもつ文化的な國家であつたことではなければならぬ。然らば何故にこのローマ帝國が第四世紀に至つて突如、その存在を新しき宗教と結びつけ、敢てその光榮ある長き傳統を離れ、あまつさえ之と闘うの余儀なきに至つたものであろうか。由來、ローマ帝國は『政治の國』である。この變貌を考察するに當つても之を二、三

の皇帝の個人的宗教信仰にのみ結びつけ、其處に解釋を求めると如き方法はローマ史上の動きを考うる道ではないであらう。事實としてその新宗教による激動が一世紀以上に亘つて斷續し、終に完全な新ローマ帝國の誕生を見るに至つたことは、然あらしめるに足るだけの社會的事情も存在していたことを暗示しているのである。

巨大なローマ帝國の同化組織そのものが既に第三世紀に鼎の輕重を問われていた。この場合、古い文化傳統をもつ東部と歴史の新しい西部とに對立の意識があつたと予定してかかるより、その様な文化意識は概ね權力に屈するものであるから歴史の指導的役割を演ずることは稀であり、問題は寧ろ政治的に無力な地方から政治的權威を無視して非政治的な目標をかかげつつ展開して來るものにあることを想起すべきである。たしかにそれはローマ世界の旨點をついたものであつた。パレスチナのユダヤ教をめぐる一神論、ペルシヤの光明示顯を説くミトラ教、エジプトの傳統的な而も強靱な宗教心、バビロニアの天を仰いでやまぬ宿命觀、等々、そう言うものこそ古代末期のローマ帝國をゆるがせ、先づ東西の意識を目覺ませるに役割を演じたものなのである。所詮、大ローマを生んだ理念はアレクサンデル大王の夢であつたが、その宗教觀までそのままに借用していたものでローマ帝國には最初からより上る斬新な精神の躍動の様なものは何一つなく、一切の動きは飽くまで現世的な政治的な利得心の源に出づるものばかりであつたかに見える。されば皇帝は都市の自治性を痲痺させ、その都市に搾取されていた農民は屢々軍隊の横暴な收奪にも苦しんでいた。東部國境ではパルチアが滅んでペルシヤが復興し、北邊ではゲルマン諸族が蠢動し、ガリアとパルミラが東西に獨自の行動を示した第三世紀半に至れば、最早どうあつても五賢帝時代のローマのおもかげは無い。地中海世界の統一は終つたかに見えたのである。

軍隊の危機は經濟の危機をもたらし、皇帝の變る毎に兵士等の忠誠は金錢で購われていた。人々は節約より消費を學んだ。事ある毎に國庫は無力を暴露したが、奇妙なことに黄金時代の夢はますます拍車をかけられている。皇帝は對策につぐ對策で多忙を極めていた。軍隊では精銳主義をとるとか裝備の改善補強につとめると共に地方民に巨大な物納を課し、平價切下を殆ど病的に繰返した。しかもなほ刮目すべきは、こうした對策が殆ど事態を改善しなかつたにかかわらず、帝國崩壞の危機が第三世紀末に一應迴避されたと言う事實である。それは全くバルカン將兵のたくましい努力の賜物であつたと言える。その間、經濟、戰爭、宗教、文學等の活動の中心はイタリア、西方を離れて東部へ移つた。第三世紀を通じて次第に神格化されて行つた皇帝はデオクレチアヌスに至れば決定的な姿でニコメチアに住んでいる。そして帝國は分割統治され、歴史的搾取を組織化した巨大な機械の様な國家となつた。元老院のローマは最早その片鱗もとどめていない。皇帝をいただく軍隊と皇帝に隸屬する官吏の運營する動きの悪い國家であつた。何う見ても過渡期はその頂點に達している。その動きを支えていたものがネオプラトニズムであつたことを銘記する必要がある。それに激しく抵抗したものは勿論キリスト教であつた。それは國家とは全然別個な而も一般的な存在であつた。デキウス、ヴァレリアヌスの迫害に耐えたキリスト教會は信徒數を問題にしなくとも殆ど帝國と比肩すべき廣般な團體であつたと言える。當然のこととしてそんな猛烈な迫害の對象となり得たものであつた。そして迫害は第三世紀後半に入るとキリスト教徒と異教徒の對立と言うよりも、キリスト教とローマ帝國の對立と言う段階に入つている。従つてこの時代になれば異教的文化は異教的信仰と著しく分離して來ていることも注目される。即ち古代の文化遺産はキリスト教徒によつても攝取され、然も彼等がその積極的な擔ひ手になりつつある事實を正視すべきであらう。ガレリウスが壓力を加えてそ

の事實を枉げようとしたが無駄であつた。彼等は確かにその當時、精神的に最も活潑な存在であつた。

抑々ローマ帝國に於てキリスト教に對し最初に寛容の勅令を出したものはコンスタンチヌス帝ではなかつた。それはキリスト教に最も厳しい迫害を加えたガレリウスであつた。即ち彼は死の直前、三一年の勅令でその迫害を中止し、安寧秩序を亂さざる限りに於て集會の自由を認めた。

『國家の福祉、利得のために採りつづけて來た凡ゆる處置の中で之まで我々は萬事をローマ人の古法、規律に準じて正さうとしたのであるが、祖先の宗教を棄てたキリスト教徒、即ち若干の理由から之等キリスト教徒は頑迷となり狂愚にとりつかれて祖先の習慣、自らの先祖が打建てたであらうところのものに従はず、己が好むところ喜ぶところに從つて自分で自分等の守る法を作り、種々な土地で諸々の群集をひきつけていたから、之等のものが善良な感情に立歸るべきことを監督することにした。要するに祖先の習慣に一致すべきことを命ずる勅令が發布されてから多くのものが追及され、多くのものが打倒された。然もなほ多くのものがその決意を變えず、且つ彼等のなすべき禮拜と尊敬とを神々にささげることがなく、キリスト教徒の神も拜まれない事實が認められるから、限りなき慈悲に照して凡てのものに許しを與えると言う我々の常日頃の習慣を考え、我々の許しの恩典を遲滞なく彼等にも及ぼさねばならぬと思ひ、かくてまた彼等も既成秩序にもどる行爲をせぬ限りはキリスト教徒であり得るし (Ut denuo sint christianij) その集會所を再建し得ることに決めた。次の書翰に於て我々は諸々の知事にその守るべき事柄を指示するであらう。結局、我々が彼等に示すべき許しによりキリスト教徒は我々の救ひ、帝國の救ひ、彼等自身の救ひのためその神に祈るべきで、かくて

國家の安全は到る處で再建され、人々がそれぞれの家で平和な生活を送り得るようになるであらう』(Lactantius, De mortibus persecutorum, XXXIV) と言う迫害停止令はラクタンチウスによつて吾人に傳えられるものであるが、エウセビウスはそのギリシア語譯を紹介している (Eusebius, H. E. VIII, 17)。

この布告は一言も正直でなく的外したごまかしと恐怖の書であると言われる。素直に誤ちを認めようとはせず、世論と良心と神とをだまさうとしているとも言われた。確かに斷じて悔悟者の行爲ではない。表記にガレリウス、コンスタンチヌス、リキニウスの名を出しているから三一〇年に書かれたものであらうが、發布は三一一年四月三十日にラクタンチウスがニコメチアの壁上で認めている。小アジアから廣く一般に及び、マクセンチウスも不徹底ではあつたが北阿まで寛容な態度を示した。しかしダイアはその禁止令を文字通りに發布せず、長官等に口頭で迫害禁止を下部組織に傳達させただけであつた。その結果、彼の近衛長官サビヌスの布告と言うものは迫害がキリスト教徒の溟蒙をひらくのに無駄であつたから止めようと言う形にまで墮してしまつていたのである (Eusebius, H. E. IX, 1)。従つてキリスト教徒にも帝國のために祈つてほしいと言う様な節もこの場合には消えてしまふ。確かに然うなつてしまふだけの含みがこの書面には無いわけではない。ガレリウスの布告に於てはキリスト教徒に存在する権利を與えているが、その様な合法的存在を認めようと言う空氣はないのである。それは危篤に瀕した病人が苦惱の余り、少しでも苦惱を軽減するために單に一時的な迫害停止を命じたと同じである。それ故ガレリウスの布告は當時のキリスト教徒に大きな恩恵ではあつたが、それによつて斬新な事態が展開したと言うものでもなく、その實施も帝國全土に効果を上げたわけではなかつた。

ところで三一二年秋、コンスタンチヌスはマクセンチウスを破つて西方の獨裁者となり、三一三年夏にはリキニウス

もダイアを破つて東方の獨裁者となるに及び事態は明確化し、この間にミラノで成立した兩帝の協約及びその前後の數多くの布告が爾後の帝國及び教會の運命を決定するものとなるのである。古くから教會はこの政治轉換をコンスタンチヌスの突發的な全面的改宗と見て來た。しかしコンスタンチヌスがシルウエステル一世より受洗したとする第五世紀からの傳説は今日では Donatio Constantini の物語と共に信じ難い。第一その教皇の登位は三一四年一月のことであつた。さりとて異教史家ゾシムスの三二六年説 (Hist. II, 29) も首肯し難いとすれば議論が多岐に亘るのは必然であらう。抑このコンスタンチヌスの改宗をめぐつて歴史家の議論は今日もなほ諸説紛々たるものがあるのである。<sup>(註c)</sup>

註

(一) Inter cetera quae pro rei publicae semper commodis atque utilitate disponimus, nos quidem volueramus antehac iuxta leges veteres et publicam disciplinam Romanorum cuncta corrigere atque id providere, ut etiam christiani, qui parentum suorum reliquerant sectam, ad bonas mentes redirent, siquidem quadam ratione tanta eosdem christianos voluntas inuasisset et tanta stultitia occupasset, ut non illa veterum instituta sequerentur, quae forsitan primum parentes eorundem constituerant, sed pro arbitrio suo atque ut isdem erat libitum, ita sibimet leges facerent quas observarent, et per diversa varios populos congregarent. Denique cum eiusmodi nostra iussio extitisset, ut ad veterum se instituta conferrent, multi periculo subiugati, multi etiam deturbati sunt. Atque cum plurimi in proposito perseverarent ac videremus nec diis eosdem cultum ac religionem debitam exhibere nec christianorum deum observare contemplatione mitissimae nostrae clementiae intuentes et consuetudinem sempiternam, qua solemus cunctis hominibus veniam indulgere, promptissimam in his quoque indulgentiam nostram credidimus porrigendam, ut denno sint christiani et conventicula sua componant, ita ut ne quid contra disciplinam agant. (Per) aliam autem epistolam iudicibus

significaturi summus quid debeant observare. Unde iuxta hanc indulgentiam nostram debebunt deum suum orare pro salute nostra et rei publicae ac sua, ut undique versum res publica perstet incolumis et securi vivere in sedibus suis possint.

(2) *Tairā kara' tñu 'Pajalāw phānyu, 'eri tñu 'Elnāda' nārtaw kara' tō dūwarōu meranāphēthēra, tōwrou eixen tōu rōdrou.*

(3) P. Allard, *La persécution de Diocletien*, 1908, II, p. 163.

(4) 『我等のいとも神聖なる君主、皇帝等は以前より深き熱意をもつて凡ての人々が敬虔な正しい生活を送る様に、またローマの制度とは異なる儀式をうけいれていると思われる人々も不滅なる神々に對し、正にそれ等の神々に應しい禮拜であるところのものなすようにと圖つたのであつた。しかし若干のもの頑迷固牢は極めてはげしいものがあり、皇帝の命令の正義も、差迫る刑罰の恐怖も彼等の決意を變えさせることは出来なかつた。このため多くのものが危険にさらされることになつたから同情と慈悲に充つる不敗の君主等はその様にして人々を極度の危険にさらすことは神意でないと考え、余に命じてこの手紙を貴公に送ることにさせた。即ちキリスト教徒の或者がその宗派の宗教をまもつていつかまる様なことがあつても貴公は之を不安に陥れたり苦しめたりせず、罰を課することがない様に。何故なら極めて長い經驗で彼等の頑迷を變えさせる方法がないことは我々に證明されたからである。云々』

(5) 西方は既に早くから迫害を見ていない。マクセンチウスの政策については A. Fliche & V. Martin: *Histoire de l'Eglise*. II—J. Lebreton & J. Zeiller, *De la fin du deuxième siècle à la paix constantinienne*, 1946, p. 470-1 またトキミンクス・ダイアの政策については *op. cit.*, p. 477—8 参照

(6) ヘルリン大學のアーラント教授はその論が一九〇〇年から今日まで千五百以上のほると採擷している (K. Aland, *Die religiose Haltung Kaiser Konstantins—Studia Patristica*, 1957, I, p. 549)° A. Piganiol, *L'empereur Constantin: L'état actuel de la question constantinienne* (*Historia*, I, 1950, 82-96) ° Fliche & Martin, *Histoire de l'Eglise*, III, 1950 及び *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastique* の採擷をみた J.-R. Palanque の参考書要目と共に著名であるが、その後の經過を要約しているものとして J.-R. Palanque, *Constantin, empereur chrétien*

d'après ses récents historiens—Etudes médiévales offertes à M. le doyen Augustin Fliche, 1953, p. 138—142 が  
ある。

コンスタンチヌスは何故にキリスト教に傾いたのであるか。この動きは彼の政治家としての理知乃至打算にのみ求めべきものか。即ち大帝がキリスト教とは本質的に何等の關係もない政治上の目的を達すべき手段としてキリスト教を活用したと見るべきであるか。それとも彼が一つの固い宗教的信念よりキリスト教に結びついたものか、信仰と云う厳しい言葉を適用しなくとも何か宗教的なものが彼の事業の基調をなしているものか。或はまた政治的動機と宗教的動機とを併行させて見るべきものなのか。

この問題の解明に當つて痛感される最大の困難は殘された資料そのものが既に矛盾撞着をもつと云うことであらう。即ちキリスト教の司教エウセビウスの描くコンスタンチヌスと異教徒の史家ゾシムスの描く大帝との間には相當の距離がある。後世の史家もまたその好む所に從つて甲論乙駁、歸する處を知らざるものがあり、文字通り *quaestio vexata* の感がある。従つて問題は明確な史實の抽出よりも、素材の検討解釋にあると言える。一回限りの史實がこれほど激しい論争の対象になつたことは史上それほど多くはないと思われ、その論争は繰返されてなお現在に及んでいる。今日ローマに遊んでコンスタンチヌスの凱旋門を仰げば其處にも激しい論争の史料があり、ミルヴィウス橋畔からテベレの彼方に傾く夕陽を見れば之また論争のことを想起せずに居られない。聖ピエトロの地下聖堂をはじめ、聖シヨヴァンニ・イン・ラテラノ、聖アグネス、聖ラウレンシオ、聖パウロと盡く大帝の名にまつわる議論のないところはなく、

遠くイエルサレムを訪れてもコンスタンチヌスのパンリカの位置はやはり問題の種となつてゐるのである。歴史研究に於ては一途に事實のあり方とその社會的影響とを辿つて考察のよすがとするより他に道はないことを想起しつつ問題の焦點に近接してみよう。

今日の學界を長く支配し續けた説は著名なドイツの史家ヤコブ・ブルクハルトの懷疑説である (Jacob Burckhardt, Die Zeit Constantins des Grossen, 1853) ギボンからニーブールを経てブルクハルトに至り完成したと思われこの見解に従えば天與の政治家たるコンスタンチヌスは權勢を渴望するの余り、その世界政策實現のため他の一切を犠牲にしたと言うのである。即ち『名譽心と支配慾に一刻も安らかならざる天才にとつてはキリスト教も異教も宗教も反宗教も問題ではない。かくの如き人物がたとえキリスト教會の中に入らうと思つたところではキリスト教も異教も宗教も反宗教も問題ではない』 (op. cit., 1898, 3 Auflage, p. 326) とし、この恐るべき利己主義者はキリスト教の中にひそむ普遍的力を洞察し、その點から之を利用せんとしたもので、コンスタンチヌスの大なる効績は其處に存したものである、然し大帝は異教にもまた貴重な保證を與えた、この無定見な人の考えに少しでも系統を求めようとするのは無駄である、凡てが滅茶苦茶である、『この緋衣をまとえる利己主義者』は彼が爲し又させた一切の事柄を自己の權勢を倍加するために當てたものである、(註)と (op. cit., p. 326—327, 369—370, 387, 407)。要するに彼の意見によればコンスタンチヌスはその改宗に際して何等宗教的動機をもつたものではないと言ふわけである。

然しこの議論の根柢には一つの明瞭な缺陷が認められる様に思う。それはコンスタンチヌスが政治家であると言ふ觀點の一部分を不適當に強調することによつてその觀點の平衡を何時の間にか失つてゐると言ふことであらう。即ち彼の

説く如く大帝の行動の中には確かに無定見と思われる様な節がある。其處には勿論、利己心も動いていることであらう。宗教的敬虔に缺くこともないではない。然しその大帝は先づ異教的世界で育ち、幼少から多くの異教徒に取圍まれていた事實を忘れてもよいであらうか。大帝は長い間の異教的生活の後でキリスト教的な傾向を示した人なのである。この場合、大帝の父コンスタンチウスの理神論をキリスト教的な内容のものと解釋したり、母ヘレナの改宗を古く遡らせて彼女の大帝に對する感化を臆測したりする行過ぎは勿論つしむべきであるが、大帝の宗教思想が當初より完全無缺のものでなければならぬと考えたり、大帝の教會に對する態度が常に當を得たものでなければならぬと主張したりすることも人物考察に於ける全く非歴史的な態度と稱すべく、その様な考え方は苦難に充ちた轉換期の一生涯に對しても甚しい盲斷と言わなければなるまい。その論者の態度には一切の低俗な政治性を強調するの余り、若干の高貴な政治性について眼を蔽うのうらみがないではない。固き信仰を措定してもその個人的信念としてのキリスト教とローマ帝國の皇帝としての政策とは最後まで一致を見ることが困難であつた筈である。それは大帝の最も大きな念願であり、また最も大きな苦惱であつたかもしれないのである。事實その生涯に亘り數々の訓令を通してキリスト教に眞面目な態度を示していた皇帝も公の改宗をしたのは實にその臨床の床に於てであつた(註10) (Eusebius, *Vita Constantini*, IV, 62)。ブルクハルトが自分の生きていた時代の世相に對して痛烈な憤懣を覺えていたことは同感し得るが、いぢけた懷疑的な批判のみが學問的であるとは稱し難い。更にまた若し大帝が私利私慾をのみ追及したのなら彼の個人的確信を別として、大衆によつても貴顯によつても當時、輕視或は憎惡されがちであつた宗教と結びつくことにより人民の大部分を不満にさせる危険を冒すことに何の實利があつたであらうか。(註11)

これに次いでテオドール・カイクム (Theodor Keim, *Der Uebertritt Constantins des Grossen zum Christenthum*, 1862) はコンスタンチヌスの事業を異教とキリスト教との結合に置き、大帝がその晩年に於てその曖昧さを斷つて洗禮を受けたものであることを強調した。テオドール・ツアーン (Theodor Zahn, *Constantin der Grosse und die Kirche*, 1876) はコンスタンチヌスがリキニウス討征まで漠然たる一神教徒であり、爾後キリスト教的に行動せるものと解釋した。マルクワルト (Marguardt, *Römische Staatsverwaltung*, 1878) は大帝がコンスタンチノーブルに異教神殿を建てたこと、古來の傳統的宗教と斷絶しなかつたことを指摘して大帝のキリスト教信仰に疑惑の眼を向けた。ブリーゲル (Brieger, *Constantin der Grosse als Religionspolitiker—Zeitschrift für Kirchengeschichte*, IV, 1880, II, 163) は古泉學その他の資料から推して大帝が到底古來の異教的理念から解脱し得ぬキリスト教的迷信家であつたことを主張した。斯くの如く宗教的看點からの主張が軟化するのに相對して硬化の一路を辿つたものは政治史的解釋であつた様に思われる。この點で全く政治家の立場から大帝を極めて常識的に解釋した人はヴィクトル・デュルイ (Victor Duruy, *Histoire des Romains*, 1885) であつた。彼は大帝にキリスト教的傾向のあつたことを認めつつも、政治的事情が全體を支配したものであることを説き、ナポレオンが革命と教會を融和せしめた如く、コンスタンチヌスはローマ帝國とキリスト教を妥結せしめることによつて國家の福祉を圖つたと言うのである (op. cit., VII, p. 47, 102)。かくて其處にはただ目前の利を追う政治家の冷かな打算のみが取扱われている點で之は徹底的な政治史的立場と云うことが出来る。宗教的觀點からはヘルマン・シラー (H. Schiller, *Geschichte der römischer Kaiserzeit*, 1883—7) がカイクムの説を繼承して大帝の政策を新舊兩宗教の融和にあるとしたのに對し、ヴィクトール・シュルツェ (V. Schultze, *Geschichte des Untergangs des griechis-*

chen römischen Heidentums, 1887) グリサール (Grisar, Die vorgeblichen Beweise gegen die Christlichkeit Constantins des Grossen—Zeitschrift für Katholische Theologie, 1882, VI, 585—607) ボンシエ (G. Boissier, Essais d'histoire religieuse—Revue des deux Mondes, 1886, Jul. 51—72; La Fin du Paganisme, 1891) 等は大帝のキリスト教的信仰に疑の余地なきことを主張した。けれども刮目すべきは宗教的觀點から出發して、かのブルクハルトとは別様に史料を驅使しながらも同様の結論に到達せる宗教史家ハルナツクの存在であらう (Adolf von Harnack, Die Mission und Ausbreitung des Christentums in der ersten drei Jahrhunderten, 1902)。彼はローマ帝國各地に於けるキリスト教の狀況と教徒の數を考察した擧句、キリスト教徒は第四世紀に於て相當の多數に及び、帝國領内に於て重要な勢力を構成していたことは事實であるが、なほ國民の大部に及ぶものではなかつたことを論證し、しかもなほ國民の指導者階級に多くの信徒をもつ都市の宗教としてのキリスト教は殊に東方に於て重要な存在であり、その中心は第四世紀初頭に於て小アジアにあつたものと考察される、と説き、かの寛容勅令こそは西方を制したコンスタンチヌスが東方の併合を慮つてなした政策的處置に他ならぬものであつて、當時に於ける小アジアの情勢を詳に觀察すれば大帝の行動には十分の理由があるのであり、その行動には改めて天啓も奇蹟も要はなく、ただ政治家としての確固たる洞察力がありさえすればよかつた、と結んでいる。かくてハルナツクによればコンスタンチヌスは天與の政治家たるにすぎぬと(註12)言うこととなる (op. cit., 1924, p. 243, 511—512, 955—956)。

然しこの説にも甚しい矛盾がある様に思われる。當時キリスト教徒の數が如何なるものにせよ、それに比して異教徒の數が壓倒的なものであつたことは前後の事情よりして明瞭であり、史家の中にはその數が全人口の一割を超えるもの

でないことを斷言しているものさえあるのである。かかる少數者の宗教と巨大な國家の動きとを結びつけた事情を考察する場合には宗教者側の優れた立場を立證することも勿論、大切ではあらうが、かかる考察に終始すれば自ら學問の探求に信仰の嚴しい框をはめることとなるのであつて、コンスタンチヌスの改宗から百年間に殆どゆるぎなくローマ帝國のキリスト教への變貌が完遂された事情などただ『信仰の勝利』と言うのみであらう。然も其處にキリスト教の世俗化と共に『信仰の危機』も認められることは周知の事實で、そのことは修院運動の展開や北阿教會の動向などを一瞥すれば容易に之をうかがうことが出来るのである。従つてかかる立場を固執すれば必や教會と國家を對立させる結果となり、後者による前者の墮落を云々することになり、ひいては前者のために後者を貶するのが落ちであらう。それは余りにも宗教史的な見方であると言わねばならぬ。

また近くはシュタイン (E. Stein, *Geschichte des spätromischen Reiches*, 1928, I, 146—147) が大帝の改宗を政治的動機より説明すべきものとなし、ペルシアの國教ゾロアスター教に對してローマの國教としてのキリスト教を發意したところに改宗の政治的原因がひそんでいることを強調した如き、政略的解釋は依然としてその銳鋒をやわらげては居らぬ。しかし國家に對する宗教の直接的利得にその様な信念をもつていたコンスタンチヌスが何故に死の間際までその公的改宗を遷延したものであらうか。第四世紀を通じて見られるキリスト教會内部の激しい葛藤を想起すれば大帝の態度を宗教の直接的利得と結びつけることの危険は容易に之を理解し得るであらう。

一九一三年ミラノ勅令の一六〇〇年祭に當り、幾多の研究が發表された中でも、依然この點についての議論は紛々たるものがあり、シュワルツ (E. Schwartz, *Kaiser Constantine und die Christliche Kirche*, 1913) が大帝の固き信念から

の世界統一策の手段としてキリスト教が採用され、之を以て舊勢力に對立させたものであると言う政治史家の立場を強調すれば、クレプス (E. Krebs, *Konstantin der Grosse und seine Zeit—Gesammelte Studien*, herausgegeben von F. J. Dölger, 1913) はキリスト教の超自然的勢力こそ全體を支配しているもので、大帝の改宗的態度の如きは其の附帶的現象に過ぎぬと言う如き極端な宗教史家の立場を固執しているのである。何れにせよ、當時、信徒の數も少かであり、政治の世界からも一應切離されていたキリスト教徒にローマ皇帝たるものが敢て結びつくと言うことはたとえ信仰によらずとするも或程度の強き信念を必要としたことであらう。その點でコンスタンチヌスの改宗の眞實性を史料の検討から先づ確認しようと言う立場はバチフォル (P. Batifol, *La Paix constantinienne et le catholicisme*, 1914) やゼーク (O. Seeck, *Geschichte des Untergangs der antiken Welt*, 1895) 或はロー (F. Lot, *La Fin du monde antique*, 1927) によつて示されている。モーリス (J. Maurice, *Numismatique constantinienne*, 1911) はそれを古泉學上の研究から補足した。ブルクハルト以後の諸見解を精緻な探索によつて一新させたものはゼークの研究であつたと言える。彼はその大著『古代世界没落史』をはじめ多くの論攷によつてコンスタンチヌスが最初からキリスト教に傾倒していたこと、マクセンチウスとの戦鬪の時期 (即ち三一二二年) に實質的な改心が行われたこと、爾後大帝は卑屈と思われるほどキリスト教會を支持したこと、事情の許す限りキリスト教を國家宗教としようとしたことを論證した。これに對しては勿論ゲレス (Görres) その他の政治史家の反對もあるにはあつたが、大勢に變化はない。ギボンの校訂をしたビュリー (J. B. Bury) は言わずもがな、デュシエース (Duchesne, *Histoire ancienne de l'Eglise*, 1911) ウルツォル (Ludwig Wrzöl, *Konstantins des Grossen persönliche Stellung zum Christentum*, Weidenauer Studien, 1906, I, 227-269) 前述のシエワルツにしても

その影響の下に立論していることは明白である。従つてブルクハルトの説をそのまま強度に復活せんとしたゲフケン (J. Geffken, *Aus der Werdezeit des Christentums*, 1904) は孤立の感があつた。

かくて現在に至るまでの諸家の意見を要約すればコンスタンチヌスが政治的利益をねらつたものだとする見解は多少の異同を示しつつも、ブルクハルト、デュルイ、ゲレス、ハルナツク、ゲフケン、シユワルツの線を辿り得るが、之に對し信徒數その他から如何なる實利ありしやと否定的立場をとつてゐるものはボアシエ、ゼーク、ローである。ところでゼークはコンスタンチヌスが宗教的乃至迷信的動機に左右されていたものと考えてゐるのに對し、シユワルツは強力にキリスト教會を把握してゐたと見るのである。史家の解釋は微妙な點で食ひちがひ、それがやがて大きく結論に影響を及して來るのが常である。

## 註

- (7) この説の系譜はブルクハルト以來、ブリーゲル、ゲレス、シユワルツ、アンドレオチ、更にデュルイ、ブニョー、ゲフケン、ハルナツク、コスタ、カスパルと辿ることが出来る。ロシアのビザンチン史家ワジリーフはブルクハルトがその根本史料として利用したエウセビウスのコンスタンチヌス大帝傳を十分に批判しつつしてゐない事實を指摘している (A. A. Vasiliev, *Histoire de l'empire byzantin*, 1932, I, p. 56)。またフランスのガストン・ボアシエも之に對しては痛烈な批判を加えている (G. Boissier, *La Fin du Paganisme*, I, p. 27-28)。
- (8) コンスタンチヌスの敬虔な人柄については Eusebius, *Vita Constantini*, I, 17, II, 49 に詳述され、テオフアネスは彼を *κατασκευασμένος* 即ち『キリスト教的感情をもつた人』と呼んだが、かかる教會側からの好意的解釋はその程度にあくまでもとどめておくべきであらう。
- (9) エウセビウスはヘレナがコンスタンチヌスの感化で改宗したことを物語るが (*Vita Constantini*, III, 47) テオドレートスは

ヘレナがコンスタンチヌスをキリスト教信仰の中に育てたと言う (H. E., I, 18)。後者は凡ゆる點から見て全く信をおき難い。

- (10) この洗禮の眞實性については F. J. Dölger, Die Taufe Konstantins u. ihre Probleme—Konstantin d. Grosse u. s. Zeit, 1913

- (11) 現に彼がその晩年に及んでローマで異教的儀式を拒絶した時、人心は甚しく動搖したとゾシムスは傳えている位である (Zosimus, II, 29)。

- (12) なほこの書には見事な英譯 James Moffatt, The mission and expansion of christianity in the first three centuries, 2 Vols, 1908 がある。

コンスタンチヌス改宗の動機は三二二年ローマでマクセンチウスの軍隊と戦つた時の奇蹟の話と結びつけられている。けれどもこの點についての資料は必しも一致するものではない。最も古い記録は大帝の勝利の直後に書かれたラクタンチウスの『迫害者の死について』(Lactantius, De mortibus persecutorum, XLIV) の中のもので、コンスタンチヌスが三二二年秋十月、ローマで敵に決戦を挑んだ時、一夜、夢の中で啓示を受け、天の神のしるし (caeleste signum Dei) を楯の上に彫れと言う命令を與えられ、それに従ひ楯の上にキリストの名、即ち『上の方で曲る I に貫かれた X』(transversa X littera <I> summo capite circumflexo) を記させ勝利を得た、<sup>(註13)</sup> と言うのである。コンスタンチヌスが天に現れるのを見たと言う奇蹟については何も語つてはいない。ところがエウセビウスは前述のマクセンチウスとの戦鬪を二回に亘つて描き、三二五年頃に書かれた『教會史』(Eusebius, Historia Ecclesiastica, IX, 9) の方ではコンスタンチヌスがローマへの途上、天なる神とキリストに加護を祈つたとあつて、此處では夢も楯のしるしのことも

問題にされて居らぬ。それがこの勝利より約二十五年後になつてもう一つの著述『コンスタンチヌス大帝傳』(Eusebius, *Vita Constantini Magni*, I, 28-30)に於てはコンスタンチヌスが自ら彼に語り、その直實性を誓つたと言ふ有名な話、即ち大帝がローマへの途上、夕陽の上に光り輝く十字架を見、*ἑὸν τοῦτοῦ σταυροῦ* (これによりて勝て)と言われたこと、その夜、前記の夢を見たこと、翌朝、大帝が夢の話をして楯及び軍旗 *labarum* の調製を命じた言ふこと、等を記しているのである。

ラクタンチウスの著述は三一五年頃の作と思われし、宮廷にいた人でもあるから最も信頼される資料であるが、エウセビウスの『教會史』は前述の如く三二四—五年頃の著述で時日もかなり距つてゐるし、彼は尊重されていた人物ではあるが宮廷にいた人ではないのでそれだけ實相にうといのではないかと推定されている。殊に『大帝傳』の方はコンスタンチヌスの死後、三三七年頃の作で専ら大帝の靈的生活の展開を辿らうとしたものなのである。<sup>(註14)</sup> 第五世紀の異端史家フィロストルギウス (*Philostorgius*, H. E. fragm. 6)によれば大帝は眞夜中にその幻を見たことになつてゐる (*Bidez-Byzantion*, X, 1936, p. 403-437)。近來一般にエウセビウスの叙述は不正確であると批判された。例えば彼は『教會史』一〇ノ四に於て熱狂的なキリスト教信者として三一六年のコンスタンチヌスとリキニウスを描いてゐるが、リキニウスはキリスト教徒であつたためしがないし、三一六年にコンスタンチヌスは異教に彈壓的でなかつた。また『教會史』九ノ九ではコンスタンチヌスが天性の如く信仰をもつていたと言ひ、勝利の後、ローマに十字架を手にした自像を立てさせた (*Vita Constantini*, I, 40)にもある)と記しているが、何う見ても誇張にすぎると言ふのである。殊に天のしるしについては近代的反撥が多い。史家の中にはエウセビウスの *Vita Constantini* の史料としての價値を否定するのみなら

ず、その著作たることまで疑つて、この幻の話など第四世紀半のイエルサレムのキリルスが知らぬ位であるから後世の謠入であらうと見たアンリ・グレゴワール (H. Grégoire—Byzantion, XIII, 1938, p. 561-583; XIV, 1939, p. 341-351) やヤヌン (W. Seston, La vision païenne de 310 et les origines du chrisme constantinien—Mélanges Cumont, 1936, p. 373-395; L'opinion païenne et la conversion de Constantin—Revue d'Histoire et de Philosophie religieuses, XVI, 1936, p. 250-264; Revue des études anciennes, XXXIX, 1937, p. 214-217; Constantin as a bishop—Journal of Roman Studies, XXXVII, 1947, p. 127-131) の様な人々もいるが、こればかりツマン (H. Lietzmann, Der Glaube Konstantins des Grossen—Sitzungsberichte der preussischen Akademie der Wissenschaft, XXIX, 1937, p. 263ff.) やリヒーン (I. Daniele, I documenti Constantini della Vita Constantini di Eusebio di Cesarea—Analecta Gregoriana, 1938) やルンホルツ (A. Alföldi, Hoc signo victor eris—Antike und Christentum, Ergänzungsbd. I, 1939, p. 1-18) ノボクト (J. Vogt, Streitfragen um Konstantin den Grossen—Römischen Mitteilungen, LVIII, 1943, p. 190-203) の如きそれと反対の立場をとっている人々の説も参照せねばならぬ。且つ Vita Constantini の史料としての価値は再確認するべきだと言ふ見地もピガニヨル (A. Piganiol, L'état actuel de la question constantinienne—Historia, I, 1950, p. 82-96) やランタン (J.-R. Palanque, Constantin empereur chrétien—Études Médiévales offertes à M. le doyen Augustin Fliche, 1953, p. 135) によつてとられている。グレゴワールは夢の話ガリアに於けるアポロ神殿に置き、リツマンは之をスイスと措定し、オルジエル (Paul Orgels) は之をニームに推定したが、こうした假説が一度許されるとなれば當然その夢のしるしは無限の想像を後世の史家にかき立てるものであり、譚辭家の捏造せるものと説かうと (J. Bidez, J. Zeiller) 宗教家

の演出を見ようと(H. Lietzmann, E. Galletier) しるしの内容は如何様にも解釋され、ブラスール(A. Brasseur) ハット(J.-J. Hatt)・セストーン(W. Seston)と各人各説を生み、その揣摩臆測は深淵に落ちるばかりで、暈と見るものあり(Baynes)更に三二二年十月十日夜ウンブリアで見られた筈の火星、木星、土星の近接を問題にするもの(Jean Gagé)もあつて、中には學界の關心をそそつたものもないではないが、根本問題はコンスタンチヌスの宗教に對する態度が無宗教であるか、ローマ傳統の syncretism であるか、何れにしても政治的にのみ解釋されるものであつたらば、結果に於てさして重要性をもつものではない。

現代でもコンスタンチヌスの改宗の政治性に重きを置いてゐるものはグレゴワール(H. Gregoire, Bulletin de la classe des Lettres de l'Academie royale de Belgique, XXXIII, 1947, p. 224)であり、フォン・シエネビツク(H. von Schoenebeck, Beiträge zur Religionspolitik des Maxentius und Constantian — Klio, 1939)であるが、何れもブルクハルトの如き懷疑的立場をとつたものではない。たとえ異教的なものであらうとも宗教的の信念を其處に汲取らうとしてゐるのである。この立場はローマ傳統の syncretism を結びつけて考へようとするものにピガニヨル(A. Pignaniol, L'Empire chrétien, 325-395—Histoire générale, Glotz, Histoire Romaine, IV, 2, 1947)・セストーン(W. Seston)・ガージ(J. Gagé)がある。

これに對し宗教的立場を強調するものは依然として強靱な主張を繰返して居り、コンスタンチヌスの問題に精通してゐたノーマン・メインズ(Norman Baynes—Cam. Med. Hist., XII, 1939, chap. XX)やシモンズ(A.-H.-M. Jones, Constantian and the conversion of Europe, 1948)をはじめ、シントテーリン(Felix Staehelin)・フォク特(Joseph Vogt)

等々、枚舉にいとまがない。リーツマン (H. Lietzmann, Kirchengeschichte, III, 1941) はコンスタンチヌスの立場に寧ろ肯定的態度をとるのに對し、アルフェルチ (A. Alföldi, The conversion of Constantine and pagan Rome, 1948) は何ちらかと言へば消極的な態度で議論をすすめているにかかわらず、コンスタンチヌスの晩年に於ける決定的なキリスト教的變化を確認するに吝かでない。パラנקはコンスタンチヌスの改宗は直接的でも完全なものでもなかつたから、それだけに辯明され、度合をつけられねばならぬことを主張している (J.-R. Palanque, La Paix constantinienne-A. Fliche & V. Martin, Histoire de l'Eglise, III, 1947, p. 29)。また彼は皇帝としてのコンスタンチヌスが意識せざる syncretism をもつていたことを問題解明の鍵としようとしている様である (J. R. Palanque, Constantin, empereur chrétien-Etudes médiévales offertes à M. le doyen A. Fliche, 1953, p. 142)。

ノーマン・ベインズはケンブリッジ古代史卷末に於てコンスタンチヌスの宗教的性格がローマ帝國の歴史的轉換に重大な影響をもつたことを指摘している (Cam. Med. Hist., XII, 1939, p. 707)。彼によればコンスタンチヌスは支配權が神から (ex Deo) 委ねられたものだと言う信仰を同時代人の心に深く刻み。後期ローマ帝國の政治の基盤たらしめた、と言う。且つ教會の統一は帝國繁榮の必要條件であり保證でもあると言う確信を強調した、とも述べている。この事實の重要性は最近になつてグリーンズレイドによつても強調された (S. L. Greenslade, Church and State from Constantine to Theodosius, 1954, pp. 10-11)。コンスタンチヌスの回宗にもう一度思ひをめぐらして見たい。史家にとつて改宗の如き個人的にして而も内的な問題の真相を把握しようとすることは殆ど不可能なこともかもしれぬが、それを史上に現れる他の改宗の事實と比較検討して見てその意義をさぐることは必しも無意義なことではあるまい。宗教史家デユフルク (A.

Dufourcq, *Histoire ancienne de l'Eglise*, IV, 1930, p. 57-59) はコンスタンチヌスの改宗の動機が如何に政治的軍事的の事情とからみ合はうとも宗教に目覺めたローマ皇帝の心情の眞實性を看過すべからずとして當時のガレリウスやマキシミヌス・ダイアの最後の心情と結びつけて強調している。大帝の個性を暫く措いても、その時代性により、またその社會的役割によつて十分に史的考察の對象となし得るであらう。

コンスタンチヌスの宗教心に關する史料は前述の夢や幻の話よりももう少し遡ることが出来る。傳えられるところによると當時、ローマのマクセンチウスはコンスタンチヌスを倒して西方の覇者となる野心に燃え、占師は勝利を予告し、ライオンの内臓によるト占から女子供の牲えによる血潮まで凡て彼の幸運な未來を約束していた (Eusebius, H. E. VIII, 14; Vita Constantini, I, 36)。ダイアとも密約によつて連繫し (Eusebius, H. E., VIII, 14; Lactantius, *De mort. pers.*, XLIII), 新參の兵を北阿からも呼んで大軍をイタリアに集結した (Lactantius, *op. cit.*, XLIV; Zosimus, II, 15)。かく準備をととのえた彼は老父マキシミアヌスの死についてコンスタンチヌスに釋明を求めると共に、コンスタンチヌスの像を破壊した (Lactantius, *op. cit.*, XLIII)。之に對しコンスタンチヌスはリキニウスと連絡し、彼に妹コンスタンチアを婚約させ、勢力の均衡を作つてダイアを牽制させ、ライン守備に必要な兵力を残して少數の軍隊でイタリアへ向つたものの如くである。ベインズはこの時のコンスタンチヌスの兵力を四萬以下、マクセンチウスの兵力を約十萬と推定している (N. Baynes, *op. cit.*, p. 681)。然もコンスタンチヌスの積極性はアルプスを超え、要害を以て聞えたローマの都城 (Galerius も Severus も潰走した) に迫つていたのである。恐らく當時、彼の心に起つたであらう思念、その默想、その危機、その決斷を知るのには彼の當時の宗教思想を考察せねばなるまい。それは個人的な探求の結果と言うよりも、彼の青年時代に

經驗した同情と反感に由來するもので、恐らく彼は父のコンスタンチウスから皇帝の運命を攝理する至高なる唯一神の信仰をうけていたでもあらう (Eusebius, *Vita Constantini*, I, 13)。しかしそれ以上に彼は神の性質とか神の求める禮拜とか神の命ずる徳とか言うものについて考える餘猶はなかつたであらう。何よりも墮落した異教的行事に對する反感が彼の一神教の根柢をなしていたと思われる。従つて彼が諸帝と同じく神殿を献納したり、牲えをささげたりしたことがあつても不思議はない (Paneg. vet. IX)。彼とキリスト教徒との間には何等の親近感もまだなかつたと見ねばなるまい。コンスタンチウスは激怒することがあつても、冷然と殘虐なことの出来ない性格で、その寛容な態度は親讓りであり、その人間愛はニコメチアの苦い經驗からも培われたことであらう。彼の心をひいたものはキリスト教の教義ではなく、つつましいキリスト教徒の愛の行爲であつた (Paneg. vet. V, VI, VII; Eusebius, *Vita Constantini*, I, 19)。何れにしてもこの時期の彼の態度から父よりも更に明瞭な態度を抽出し、信條に命令に行動に確固たる教會の代辯者たるべき未來を予測することは許されない。たしかに父の様に宗教的で道徳的で寛容であつたが、それ以上に内面的な追求が現れるとは誰も予想し得なかつたであらう。

ダマスクスへの途上で神に苦しめられ地に伏したパウロも、哲學を涉獵して遂に知らずして教理に達したユスチヌスも、考えあぐねて神に至るまで安らぎを見出さなかつたアウグスチヌスも、その他の如何なる改宗者もこの當時のコンスタンチヌスの様な體驗をしていない。それは彼の運命をかけ、ローマ帝國の運命をかけ、世界史の運命をかけた體驗であつた。しかもそれは一軍を指揮して遠征の途上、馬の背でなされた改宗であつた。コンスタンチヌスは恐らく迷信的な吉兆がマクセンチウスを取巻いている噂を聞いて甚しく動搖したにちがいない。彼にとつて目下の急務は超自然的

な助力を得ること以外になかったであらう。彼の求めたものは非常識な奇蹟そのものなのである。神を味方にしなければ僅かな部隊をもつて何事も出来ないことを彼は改めて痛感したにちがいない。而も彼は異教の神々の信者が次から次と潰えて行つたことも想起したであらう。父の信念を前進させて實質化することこそ彼に残された道であつたと言えないであらうか (Eusebius, *Vita Constantini*, I, 27)。然らばその神とは何ものか、如何にしてそれを知り、如何にしてその加護を得るか。『そこで皇帝はこの神の救助を乞ひ、之に祈り、彼に自らを示し給うことを、この危機に際して恵みを垂れ給うことを希つた』とエウセビウスは述べている (Eusebius, *op. cit.*, I, 28)。圖らずもこの動きは彼を父の立場から一步前進せしめることになつた。之こそ自己の惨めさと無力さの底から出る切實な祈願であつた。その動機は誠に利己的なものであると言わねばならぬが、その改宗は眞執なものである。コンスタンチヌスの指向しているものは正に生ける人格的神である。彼が暗闇から出て自らを示し且つ闘つてくれることを希つて居るのは神そのものなのである。エウセビウスのこの記述は不正確と輕視されていいものであらうか。その動機は露骨に物語られて居り、その轉心が利害と恐怖に導かれてのことである實情が十分に物語られているのである。コンスタンチヌスは十分に機會を打算し、兵力を評價し、己に勝利をもたらずに足る宗教へと向つて居るのである。しかもその宗教は未だ明示されていない。暗黙のうちキリストが想定されているとしても、未だ名指されてはいない。彼はそれが明示されることを待ち望んで居るのである。斯うした精神状態が來るべき奇蹟の前に物語られていることは眞に興味深い。次でエウセビウスは記すのである。『皇帝が希願をこめて祈つて居ると驚くべきしるしが神から彼に送られた。誰か他の者がそれを話したとすれば、聞く人はそれを信じ難いであらう。しかし遙か後になつてその勝利者たる皇帝は私が彼と親しくなつた折に私にその話を

誓つてそれを確認し、その後の證しも立てられたのであるから、誰がそれを疑ひ得ようか。彼は午后、太陽が傾きはじめていた頃に、光り輝く十字架のしるし (*Σταυροῦ τριτάτου*) が太陽の上の天に現れ、*ἐν τοῦτοῦ βίβρα* と記されているのをその眼で見たと明言した。<sup>(註15)</sup> この出現は彼を忙然とさせ、彼に従ひ共にそれを見た兵士等も同様であつた。彼はこの現象が意味しているものを知らうと考へた、と私に語つた。彼はづつとその意味について考へて夜になつた。眠の中にキリストが天に見たしるしと共に現れ、天に見たしるしにかたどつたものを作り、戦闘に於て恵みの護りとするように命じた』 (Eusebius, *Vita Constantini*, I, 28)。この夢の方は皇帝によつてのみ夢みられたものであるが、光り輝く表示、天のしるしと言うものは多くの證人をもつのである。皇帝はとりあへず、『夜明けに起出てその不思議を友に語り』自ら監督して問題の表示を作らせている。そしてその神を信ぜねばならぬと思つた、と言う (Ib., I, 32)。しかし斯うなると此處で問題となるのはキリスト教でなくて *fetishism* であるかもしれない。十字架のしるしは當時一般のキリスト教徒によつて悪魔の恐れる超自然的力をもつものと考えられていたが (Lactantius, *Div. Instit.* IV, 27; *De mort. Persec.*, X)。それは必しもキリスト教徒専用のもものではなかつた様である。太陽のしるしでもあり、貨幣にも刻まれていたから、太陽崇拜の一種と見られるかもしれない。しかしそれが第四世紀初頃の頃には一般にキリスト教徒のしるしとなつていたことも正視する必要がある (C. B. Coleman, *Constantine the Great and Christianity*, 1914, p. 80)。要するにそう言うものから宗教への具體的な結びつきが生れて來ているところにコンスタンチヌス改宗の歴史的な性格があると言へる。またクモンの説く如く、ローマ末期に太陽崇拜にまでしぼられた異教禮拜がコンスタンチヌスの改宗を轉機として終上符を打たれたとも考へられる (F. Cumont, *Oriental religions in Roman Paganism*, 1911, p. 107ff.)。最初の忙

然たる氣持は當然、間もなく種々な感情になつてゐる。キリスト教徒等が見たものを感歎して語つてゐる時に、恐らく異教徒は恐怖をもつてその説明をしたであらう。軍隊内にいた卜占師は遠征を諫止したのであるが、皇帝は敢えてその諫告を拒けて (*contra consilia hominum, contra Haruspicum monita—Incerti Paneg. Constantino Augusto, 313, P. L. VIII, col. 655*) イタリアへ入つたと言うのである。

それにしてもこの際、キリスト教信仰一邊倒を推斷してよいものであらうか。コンスタンチヌスがマキシミアヌス系統のヘラクレス信仰に對立してアポロ信仰 (即ち *sol invictus*) を考慮し、クラウヂウスの子孫たることを主張したことも考えられる (Paneg. VII)。また少くとも彼がローマを向つたのは同地のキリスト教徒を解放するためではなかつた (Eusebius, H. E., IX, 9; Baynes, op. cit., p. 680) と言へる。

けれどもキリスト教一邊倒を考えたくなるほど事態はキリスト教會に對して一擧に凡ゆる點で好轉するのである。殆ど信ぜられぬほどの全面的變化は余りにあざやかであり、その理由はこの奇蹟を問題外にすると説きにくい。それ故、論争が絶えないのである。それははじめからコンスタンチヌスの人間をめぐつて多くの傳説を生んだ。異教側からも教會側からも傳説は生れた。大帝の受けた最大の非難は義弟リキニウス、實子クリスプス、妻ファウスタ、その他親類の死刑であつたから、この家族的悲劇を後悔して改宗へ導かれたと言うのはゾシムス (Zosimus, Hist. II, 29) の見解である。それに對する教會側の史料 (Sozomenes, I, 5; Evagrius, III, 40-41; Cyrillus, adv. Julian, VII) が一致してその虚偽を論駁していることを問題にしなくとも、この解釋は少し史實の展開を無視しすぎている。また癩病のためとする傳説も數多い。

凡ての論者に余りにも明白なことは爾後のコンスタンチヌスがキリスト教徒に好意的であつたのみならず、實質的にキリスト教的君主として行動したことであらう。それほど大きな變化を最も早く正確に把握した史家はエウセビウスであつたと言える。彼は大帝が最初からキリスト教徒であつたと思えなかつたのではないか。何れにせよ、コンスタンチヌスのその態度はマクセンチウス撃破の直前から急に顯著となり、問題の表示 *labarum* が作成されること（直ちに三一七年に）で確立される（Eusebius, *Vita Constantini*, I, 31）。かくて軍隊内の動きは明瞭に一變する。異教的祭壇は廢されてコンスタンチヌスは幕屋に入つて祈つた（Eusebius, *Vita Constantini*, II, 12-14）。従つて各軍團はそれぞれ幕屋をもち司祭と助祭を伴うことになつた（Sozomenes, I, 8）

註

- (13) このしるしに對する諸家の見解は極めて複雑な展開を見せている。これを簡單に知るには J. Moreau, *Lactantius—Sources chrétiennes*, 39, II, 1954, p. 433-436
- (14) Eusebius, *Vita Constantini* は普通の傳記ではなく宗教的生活の資料であり、且つ強い目的意識をもつたものでもあつて、それだけに史料操作にかなりの注意を必要とするものであるが、しかし極めて貴重な史料たることに變りはない。W. Telfer, *The author's purpose in the Vita Constantini—Studia Patristica*, I, 1957, p. 157-167
- (15) これはギリシア語であるが、コンスタンチヌスは何語でそれを見たのであろうか。Philostorgius, Nicephorus, Zonaras はラテン語でと言つてゐる。その語は *Hoc vince* 或は *Hoc vinces* であつたであらうが、貨幣では *Hoc signo victor eris* となつてゐる。勿論、コンスタンチヌスと兵士とはラテン語を話してゐるのである。
- (16) アポロがその神殿でコンスタンチヌスに現れたことを告げる記録も殘されてゐる（*Paneg.* VII）。しかし現在の史家の中では *Bidez* にしても *Seston* にしても斯うした話は何か目的をもつ作話と見做してゐるし、少くとも他の史實と直接の連繫をもたない。けれどもそう言う話を作らせるだけの政治的背景はたしかに存在するのである。コンスタンチヌスはこの頃からバルカ

ンに於ける地盤を一途に強化する必要があつたし、また *Sol Invictus* の稱號を棄てることもそう簡単に達成されてはいないのである。

少くともコンスタンチヌスのキリスト教への接近は三二二年の戦闘をめぐつて展開し始め、爾後、次第に内容づけられて行くものであることは誰しも疑ひ得ない。それは何よりも先づローマ皇帝の軍事的改宗であつたと言える。従つて彼の態度に細心な充實せる内容は期待すべくもなく、アリウスの論争などは宗教の核心に觸れぬ下らぬものと思われなかつたらしい (*Eusebius, Vita Constantini, II, 68-71*)。之に反し復活祭の日についての論争は嚴格に禁止され (*Ib., III, 18-19*)。祝日その他の宗教的行事は宮廷で細心に遵守されたと言う (*Ib., IV, 22-23*)。この様な精神がコンスタンチヌスをニカイア宗教會議、アルル宗教會議、その他に積極的役割を演じさせたものなのであらう。今、暫く彼の立法活動(註17)に於ける態度を概観して見よう。

新しい信念に燃えていたコンスタンチヌスが活潑な立法活動を見せたことは當然であつて、現在の斷片は約三百に上り、なほ散逸してしまつたものもかなりあるらしい (*O. Seeck, op. cit., I, p. 54*)。その多くは末梢的な事柄を規制する不明瞭な内容のものが多く決して慎重な組織的立法者であつたとは思われない。刮目すべきはそれを通じて次第に親近性を増す彼のキリスト教徒に對する態度であらう。當初はただ信教の自由を認める程度のものであるのに、彼が三二三年リキニウスを壓してローマ世界の唯一の皇帝となつてから三二七年に死するまでの期間は決定的にキリスト教的であり、且つ反異教的でさえあることは夙にゼークの指摘したところである (*Ib., I, p. 61, 472-473*)。

前述の如く三十二年マクセンチウスを破つてからキリスト教徒に對する立法は積極的に友好的な態度を顯示するが、  
信教の自由と教會財産の復歸を命じたミラノ<sup>(註18)</sup>勅令は先づその具體的な第一歩と言える。

『禮拜の自由が拒否されてはならないし、各自その心と目的に應じ、その最も好むところに従つて聖なるものに盡すべく與えられた權利をもたねばならない』  
という過日の警告に於て、我等はキリスト教徒にもその宗派の信仰と禮拜を保つべく命令を與えた。その様な權利が人々に與えられた布告に於ては多くの種々な條件が明かに附加されたことと思はれるから、そのために或は若干のものが直後にその宗教をまもることを妨げられたかもしれない（以上はギリシア譯によつてのみ我々に傳えられる前文— Eusebius, H. E. X, 5)。

余コンスタンチヌス・アウグスツスと余リキニウス・アウグスツスとが幸ひミラノ (Mediolanum) に會し、ひろく公益公安に關する問題を論議した時、一般の利益なりと思われるものの中で次のことを、即ち先づ第一に規定すべきものとして神の禮拜に關することを考へた。それでキリスト教徒をはじめ凡てのものに各自がその好む宗教に従う自由な權利 (liberam potestatem) を與え、かくて天にまします神 (divinitas) が我等に對し、また我等の權能の下にある凡てのものに對して平安であり且つ恵み深くある様にと言うことであつた。

このようにして有益な正しい考へから、誰もが自分の心をキリスト教であらうと己が宗教であらうと最善と思われものに寄せる權利は拒むべきではないと考へ、自由な人々が禮拜せざるを得ない至高の神が萬事に於てその變らざる恵みと厚意とを我等に垂れ給う様にすべきものだと思つた。

それ故、貴下はこれまでキリスト教徒の名に關して貴下の役所に送られた書類に記された制限を一切解除して、我等

の寛厚とへだたること遠く絶對に不吉と思われるものを排し、これからはキリスト教をまもらうと言う考えをもつ誰でもがそれをまもるに自由で明朗で且つ何等の不安も障碍もなく精進すべきことを決定したと心得てほしい。

我等がキリスト教徒に對してその宗教禮拜の完全な權利を與えたことを貴下が心得るべく、これ等の決定を貴下に十分知悉せしめる必要があると思つた。

貴下はこれが我等によつて與えられたことを確認してほしいし、且つ他の宗教にも、我等の平和な時代に適しく、その宗教、禮拜を自由に公然とまもる權利が同様に與えられて居り、それゆえ各自がその好むところに従つて禮拜をする自由な權利があることも心得てほしい。我等の處置は如何なる宗教禮拜も我等によつて排除されたと思われたくないと言うことである。

加うるにキリスト教團體について次の様にとりきめる必要があると考へた。即ち彼等が前に何時も集つていた場所は、これにつき既に貴下の役所宛の書翰が明確な指示を與えたことがあるが、曾てそれが國庫によつてであらうと、或は他の如何なるものによつてであらうと購われたと思われる場合は、キリスト教徒に對して金錢支拂も代償要求もなく、違反や曖昧な態度を一切さけて返却すべきである。

贈與によつて讓渡されたものも同様にこれをキリスト教徒に出来るだけ早く返却すべきで、これを購つたもの或は贈與によつて讓渡されたもので我等の厚意を期待するものがあれば、代官(vicarius)に申し出て我等の寛厚によつて償われる様にせよ。それ等の凡ては貴下の仲介により直に遲滞なくキリスト教團體に引渡されるべきである。

キリスト教徒が何時も集つていた場所に限らず、その團體が、即ち個人ではなく教會の權限に於てそれが所有してい

る他のものもあることは明かなのであるから、それ等の凡てを上記の法に従ひ、曖昧な態度や論議を一切さけてキリスト教徒に、即ちその團體に (*corpuli et conventiculis*) 返却することを命ずるべきである。勿論、我等が述べた様に代償なしにそれを返却したものは我等の厚意による償ひを期待し得るであらうと言う既述の所置はそのままである。

これ等凡てのことに於て貴下は上記のキリスト教團體に對しその最も有効なる仲介をなすべく、我等の命令が出来るだけ早く實施され、またその場合、公安のため我等の寛厚による處置が施されるべきことを期待するものである。

かくて上述の如く、多くの事柄に於て既に經驗された神の恵みは常に我等の成功と一般の福祉とを與え給うであらう。

また我等の寛厚から出たこの決定が凡ての者に傳えられるため、此處に書かれたことを布告にして到る處に掲げ、萬人にそれを知らしめるのが望ましく、かくて我等の厚意のこの決定はかくれなきものとなるであらう』 (*Lactantius, De mort. persec. XLVIII*) と言うのが傳えられる内容の全文である。第一に問題となるのはこれが在來のものと著しく形の異つた布告であると言うことであらう。解釋のしかたにも左右されることであらうが、これが特にキリスト教會を目標にして書かれていることを認めても不都合はないと思われるほど其處に重點が置かれている。言葉はくだけているが、執拗に具體的處置の即時實現を要望している。裏をかえせば當時キリスト教會が置かれていた惨めな實情を反映しているものがあり、従つてそれに對する處置を急速に具體化しようと言う熱意にあふれているものと言える。この布告にはない『既成秩序にもどる行爲をせぬ限り』と言う様な條件が何んなにこれまでの迫害停止をはばんでいたかと言う様なことまで臆測させる。『曖昧な態度や論議を一切さけて』と言う様な句からも當然起り得べき抵抗がなみなみならぬも

のであつたらうことを推定することは困難でない。たしかに財産の返却に國庫の補償がなければ名狀すべからざる混亂と不満を生んだであらう。それを強調して布告文を結んでいることはこの布告がガレリウスの勅令などに見られない具體性をもつものであることを傳えていると思われる。ミラノ勅令の直後に彼は北阿のアヌリスに書を送り、教會財産の復歸を命ずると共に (Eusebius, H. E. X, 5, 15-17) 'カエキリアヌスの主宰する北阿教會の聖職者を公務から免除している (Ib., X, 7)。彼はこの頃の北阿教會に於けるドナトス派論争を深く憂慮し、ローマ司教メルキアデスには『御承知の如く聖なる教會に對する余の尊敬は極めて大なるものがあり、その中に於ける分裂抗争を好みません』 (Ib., X, 5, 18-20) と書送つているし、カルタゴ司教カエキリアヌスにも *τῆς ἐβέσθου καὶ ἀνωτάτης καθολικῆς ἐκκλησίας* 『國法に適える最も神聖な普遍的禮拜』を護るべきことを要請しているのである (Ib., X, 6)。同年秋十月にはローマに聖職者の集會を開催させる (S. Optatus, I, 10) 等、教會に對する態度は極めて積極的である。さりとて言え立法にまでそれを期待するのは時期尚早であり、三一九年に於ける聖職者への公務免除法<sup>(註19)</sup> (Cod. Theod. XVI, 2, 2) を見ても、大帝は概して友好的でなかつたユダヤ教徒に對して同じ處置をとつているから (Cod. Theod. XVI, 8, 2) キリスト教會に對する特典とは言えない。とりあえずコンスタンチヌスがキリスト教會に示した立法態度は之までの異教徒の不當な壓迫から教會を自由にしようと言うだけであつたらしい<sup>(註20)</sup> (Cod. Theod. XVI, 2, 1)。これまで獨身乃至子供なき者は一定の限度を超えて遺産相續を禁じられていたが、三二〇年に恐らく聖職者の獨身制を擁護するためにこの法は廢止され、獨身者も遺産相續が可能になつた (Cod. Theod. XI, 1, 1; VIII, 16, 1; Eusebius, Vita Constantini, IV, 26)。三二一年には教會での奴隸解放が合法化されて有効なものとなり (Cod. Theod. IV, 7, 1; Cod. Just. I, 13, 2) カトリック教會のための遺言も公認された (Cod. Theod.

XVI, 2, 4; Cod. Just. I, 2, 1)。同じ三二一年に彼は日曜日(feriae)を異教の祭日(註1)と同格化し、公けの休日としたらしいが (Cod. Just. III, 12, 3)。注目すべきことにこの時はそれを法制化しなかつたらしい (Cod. Theod. II, 8, 1)。この時期のコンスタンチヌスはキリスト教會に對して友好的であり、他の宗教と較べてその取扱ひに不公平がないようにつとめたとしても、それ以上に異教を彈壓するとか、キリスト教を帝國の唯一の公認の宗教にしようとか言う動きは認められなないのである。

ところが三二三年のリキニウス征討後になると立法は全くキリスト教的になる。先づ三二三年キリスト教徒を異教的行事に参加せしめんとする如何なる壓力も嚴禁される(註2) (Cod. Theod. XVI, 2, 5)。且つこの後期に現れる若干の決定は極めて重要でローマ帝國に於ける異教を全くキリスト教によつて置き換えるかの意氣込みすらうかがわせるものがある。三二四年コンスタンスが神々への犠牲を禁じた法 (Cod. Theod. XVI, 10, 2) は既にコンスタンチヌスの時にその禁止が出たことを物語っている。然うした法が出されたとしても殘存していない。またヒエロニムスは異教神殿破壊の法が出たことを物語っているが (Chron. an. 335)、之も殘存してはいない。然し公平に見て然うした動きが過度の異教的傳統を制御せんとしたこと以上のものであつたことは考え難い。大帝はこれまでの傳統的宗教を變えはしなかつたし、また彼が異教的禮拜を許容してゐたことは明白な事實である。けれどもそれ等の史料を通して大帝の一般的傾向が反異教的なものになつて行つたことを推定しても差支えあるまい。三二六年、未完成の異教神殿がそのまま放置されるべきことを規定した處置の如きはそのよき傍證となるものと言えよう(註3) (Cod. Theod. XV, 1, 3)。事實、三二三年以後、キリスト教會に對して特權を賦與する立法は明かに數多く見出されるのである (Cod. Theod. XVI, 2, 6; XVI, 2, 7)。且つ然うした特權か

ら *haeretici* や *schismatici* は明白に除外されていた (Cod. Theod. XVI, 5, 1)。加うるに全くキリスト教的な都市となつたものには著しい特權も賦與されているのである (Corpus Inscriptionum Latinarum, III, 7000; Eusebius, *Vita Constantini*, IV, 37-39)。三二六年頃の法と見られるものは教會の機關に著しい公權の讓渡を示し、新時代の到來を啓示するかの如くである。訴訟人は訴訟を司教裁判に提起したり、民事裁判所から訴訟を司教裁判に移すことが出来る様になる。司教の判決は政府によつて合法的な拘束力のあるものと認められ、キリスト教徒であらうと無からうと訴訟を其處に持出したものに對してそれは最終審を意味するまでになつた<sup>(註24)</sup> (Cod. Theod. I, 27, 1)。かくしてその動きは聖パウロの勸告 (前コリント、四ノ一—七) を超えるかの觀を呈したのである。それは司教裁判所を民事裁判所と比肩させ、對立させただけでなく、恐るべき未來を暗示するものでさえあつた。その他の些細な決定を見てもコンスタンチヌスの立法はその晩年に至れば至るほどキリスト教的になり反異教的になると見られるのである。

## 註

(17) 現存の大部分は Migne P. L. col. 93-100 に掲載されている。その多くは Theodosius 法典、Eusebius の『教會史』『大帝傳』や Augustinus のドナトス派論駁の文献中、Hieronymus その他の教會史文献に含まれる。

(18) 三一三年春、東方のリキニウスとミラノに會して有名な寛容勅令の公布を見た。その内容は同年六月、リキニウスがピチニアの知事にラテン語で認めた布告の形式の下に傳えられている (Lactantius, *De mort. Persec.* XLVIII, 4-8)。そのギリシア語譯がエウセビウスの教會史の中に入れられている (Eusebius, H. E. X, 5)。之等のものが原布告の内容を何の程度に傳えているものであるかは今日もなほ議論の存するところであるが、この勅令でコンスタンチヌスはキリスト教をはじめ一切の宗教に對し完全な信仰の自由を認め、その沒收せる財産がある場合には之の返還を命じている。之は一切の宗教に對し平等な自由を與えたものであつて、別にそれ以上にキリスト教の特別な勝利を物語るものではないとも言える。この様な事情から三一

年のガレリウスの勅令のみを認め、ミラノ勅令が存在しなかつたことを主張した學者もあつた (O. Seeck, op. cit., I, p. 495) 然しながらそれは少し極端な見解である (G. Boissier, La Fin du Paganisme, I, p. 44-45) やンクス (F. Görres—*Zeitsch. f. wissenschaftliche Theol.*, XXXV, 1892, p. 282-295) の説く如く、何う見てもガレリウスの布告とミラノ勅令との間には根本的相違があると言ふことも否定出来ない。ガレリウスの布告は汎神論的であつて兎も角も社會安寧のためキリスト教徒に信教の自由を認め、やううと言ふ程度のものであるのに、ミラノ勅令は唯一神教的で信仰の自由と共に積極的にキリス教會への没收財産の返還復歸を指令してゐるのである。

(19) *Qui divino cultui ministeria religionis impendunt, id est hi, qui clerici appellantur, ab omnibus omnino muneribus excusentur, ne sacrilego livore quorundam a divinis obsequiis avocentur.*

(20) *Haereticorum factione conperimus ecclesiae catholicae clericos ita vexari, ut nominationibus seu susceptionibus aliquibus, quas publicus mos exposcit, contra indulta sibi privilegia praegraventur. Ideoque placet, si quem tua gravitas invenierit ita vexatum, eidem alium subrogare et deinceps a supra dictae religionis hominibus hujusmodi injurias prohiberi.*

(21) 之を表現する *venerabili die Solis* とか *dies Solis* *veneratione sui celebrem* はコンスタンチヌスのシトラ信仰乃至太陽崇拜と結びつけて考えられがちであり、キリスト教徒としては *dies Domini* 乃至 *dies Dominicus* の表現の方が妥當であつたとしても、この様な句はキリスト教徒にも異教徒にも共通なものであつたことを忘れてはならぬ。第二世紀の Justinus も一週の最初の日として太陽の日を上げてゐる (Apologetica, I, 67) Tertullianus も *dies Solis* なる語が一般に用ひられてゐたことを語してゐる (Apologeticum, XVI: Ad Nationes, I, 13)。Eusebius は *Vita Constantini*, IV, 18-20 でコンスタンチヌスにより日曜日遵守のために作られた諸々の規定のことを述べてゐる。しかし三二三年頃までのコンスタンチヌスが異教的風習を全く解脱してゐないと言ふことは銘記すべきで、例えば公事に於ける卜占の如きにその効果を認めてゐることでも分る。勿論、卜占の私事への悪用は之をいまいちめてゐる (Cod. Theod. IX, 16, 1-3; XVI, 10, 1)。

(22) *Quoniam comperimus quosdam ecclesiasticos et ceteros catholicae sectae servientes a diversarum religionum*

hominibus ad lustrorum sacrificia celebranda compelli, hac sanctione sancimus, si quis ad ritum alienae superstitionis cogendos esse crediderit eos, qui sanctissimae legi serviunt, si conditio patiatur, publicae fustibus verberetur, si vero honoris ratio talem ab eo repellat injuriam, condemnationem sustineat damni gravissimi, quod rebus publicis vindicabitur.

(23) Provinciarum iudices commoneri praecipimus, ut nihil se novi operis ordinare ante debere cognoscant, quam ea compleverint, quae a decessoribus inchoata sunt, exceptis dumtaxat templorum aedificationibus.

(24) Crispus の死に Constantinople の名が三二六年と推定される。

Judex pro sua sollicitudine observare debebit, ut, si ad episcopale iudicium provocetur, silentium accomodetur et, si quis ad legem Christianam negotium transferre voluerit et illud iudicium observare, audiatur, etiamsi negotium apud iudicem sit inchoatum, et pro sanctis habeatur, quidquid ab his fuerit iudicatum ita tamen, ne usurpetur in eo, ut unus ex litigantibus pergat ad supra dictum auditorium et arbitrium suum enuntiet. Judex enim praesentis causae integre habere debet arbitrium, ut omnibus accepto latis pronuntiet.

は三三三年の Constitutiones Sirmoandianae, I の同ことが確認されている。

古泉學の研究もほぼ之と同様な結果を物語ると見てよい。コンスタンチヌス時代の貨幣は偽造品を取除いても莫大な數に上ると言われている。この問題に決定的な解明を與えたものは何と言つてもジュール・モーリス (Jules Maurice, Numismatique Constantiniene, 1906-1913) であつた。その貨幣の多くはブルクハルトの指摘した様に (Burckhardt, op. cit. p. 371) 異教的象徴を帯びて居り、Soli Invicti Comiti と言う様な銘を打たれている。事實 Hercules conservator とか Mars conservator とか victoria と言う様な異教的表現も多し、Pontifex Maximus の稱

號を刻んだものもある。けれどもまたその反面、三二五年頃からは祈れるコンスタンチヌスの姿を刻んだ貨幣もあり、大帝が祈禱を怠らなかつたと語るエウセビウスの言葉(Eusebius, *Vita Constantini*, IV, 15)を裏書きするものであるかの如く見える。シユルツエの主張した如くコンスタンチヌスがキリスト教と異教との架橋工事を試みたとする考えには異論があるとしても、コンスタンチヌスの貨幣が概観して次第にキリスト教的色彩を濃化して行く過程は萬人の否定し得ざるところであらう。事實 Mars, genius pop. Rom. とか Sol invictus の如き銘をもつ貨幣は三二五年頃までのものしかなく、リキニウス没落の三二三年以後は皆無である。末期にはキリスト教的組合文字をもつものが廣く流通した様である。

ローマは有名な凱旋門(註25)で飾られたただけではなかつた。キリスト教の聖堂も幾つか建てられた。帝國各地に建造された聖堂は記録されているものだけでも相當の數に上る(註26)。爾後、ローマ、コンスタンチノープル、イエルサレムの三大都市がその勝利を記念するものの如く、キリスト教の都市として發達する。かくてこの世のものならぬことを説き、世界の終末の近きを告げたキリスト教の教會が、僅か一世代にしてローマ帝國の支柱となつた。エウセビウスは『新しい生活の時代が見え出し、これまで知られなかつた一條の光が暗闇のうちから人類に照し始めた』(Eusebius, *Vita Constantini*, III, 1)と記している。

註

(25) 一時、論議の中心となつたローマ凱旋門の碑銘は

IMP. CAES. FL. CONSTANTINO MAXIMO P. F. AVGVSTO. S. P. Q. R.

ミラノ勅令前後

QVOD INSTINCTV DIVINITATIS MENTIS MAGNITVDINE CVM EXERCITV SVO TAM DE TYRANNO  
QVAM DE OMNI EIVS FACCIONE VNO TEMPORE IVSTIS REMPVBLICAM VLTYS EST ARMIS  
ARCVM TRIVMPHIS INSIGNEM DICAVIT

『皇帝、カエサル、フラヴィス、コンスタンチヌス、マキシムス、ピウス、フェリクス、アウグストゥスに  
神の靈感と精神の偉大により軍を用ひて暴君とその輩を國家のため一舉にして正義の力に屈せしめたるにより  
元老院とローマ市民はその勝利のしるしとして凱旋門を献呈せり』と言うのであるが、これについての議論はさして重要な問  
題を生んで居らぬから省略する。

- (26) ローマには聖ピエトロとラテランの聖堂 (Liber Pontificalis, Silvester, 9; Duchesne, op. cit., II, p. 64) イェルサレム  
には聖墓、昇天の聖堂 (Eusebius, Vita Constantini, III, 28, 41; Duchesne, op. cit., II, p. 79, 82) シテレムには降誕  
の聖堂 (Eusebius, op. cit., III, 42-43) が建てられ、コンスタンチノープル及びその周圍にも聖使徒、聖イレネウスをはじ  
め數多の大聖堂が建てられ (Eusebius, op. cit., III, 48; Socrates, H. E. I, 16, II, 16; Duchesne, op. cit., II, p. 86)  
地方では殊にアンチオキア、ニコメチア、北阿に數多くの聖堂が建造されている (Eusebius, op. cit., III, 50)。

新首都コンスタンチノープル建設の決意は一切の異教的殘滓を解脱したいと言う大帝の念願から發足したものと見  
られている。彼は大帝と呼ばれるが、果してその名に値するとすれば、それは彼の人柄よりも事業によつて然う呼ばれ  
たのであらう。事實、彼は知力に於ても人徳に於てもすぐれていたとは言えない。彼は行動的なたくましい軍人であり、  
馬上に於ける改宗を皇帝たることによつて一舉に全ローマ帝國に波及し、漸く形態をととのえつつあつた東方的權力政  
治にキリスト教の息吹をかけた。エウセビウスの描くほど熱烈な信仰をもつていたかどうかは疑問であるとしても、彼  
の生涯の或る時期に於ける改宗は恐らく眞實性のあるものであらう。そのキリスト教への理解が何の程度のものであつ

たかについて議論の余地を残すとしても、常に司教ホシウスを側に置き、子供等は凡てキリスト教徒として教育しているし、公的生活に於ても教會の動きに積極的援助を吝まなかつたことは事實である。これに反して彼の異教に對する態度は次第に蔑視的寛容に變つて行き、曾ての國家宗教は *superstitio* と見做されるまでに至つていたのである。迫害は過去の悪夢となつたばかりでなく、皇帝が卒先してキリスト教に結びつかうとしている。確かにローマ帝國は變貌した。けれども宗教を主宰せんとする危険な皇帝の姿は變つていない。政治や軍隊の組織を見ても前時代と何等の變化はない。

凡そ時代の轉換期にはそれぞれの面に於て決定的な役割を演じたものがあつて、それを無視して轉換期を考察することは困難であり、それをよすがとせずには轉換期の様相をとらえることは殆ど不可能だと思われる様な人々があるものである。

西洋古代から中世への轉換期を問題にして見れば、ギリシア思潮に對してアウグスチヌスがあり、ユダヤ思想に對してイレネウスがあると言える。同様にローマ傳統の國家理念に對してコンスタンチヌスの劃時代的作用を誰が否定し得ようか。